

秋田県告示第41号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

平成31年1月25日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 保安林予定森林の所在場所
仙北市西木町上桧木内字福田137の2、137の5から137の10まで、137の12から137の18まで、137の20、137の21、137の24、137の40から137の49まで、137の55から137の60まで、137の62、137の64、137の66、137の68、137の72、137の74、137の76、137の78、138の5、138の6、141の2
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字福田137の2・137の7・137の14・137の78（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県農林水産部森林整備課、秋田県仙北地域振興局農林部及び仙北市役所に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第42号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

平成31年1月25日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 保安林予定森林の所在場所
由利本荘市鳥田目字小山1から3まで、4の1、4の2、5から16まで、17の1から17の3まで、19から21まで、24から29まで、32から34まで、36から39まで、41、42、44、45、47、71、73、90、95、鳥田目字砂子沢1の1、1の2、2の1、2の3、3の1、3の3、4の1、4の3、5の1、5の3、6の1、6の3、8の1、8の3、9の1、9の3、10の1、10の3、11の1、11の3、12から14まで、16、18の1、18の2、19、20、鳥田目字鳥田目36、37の2、47、49、50の1、50の2、50の4、108の2、109の1、109の2、湯沢字水呑場1の1、1の3、2から4、5の1、5の3、6から11まで、13から16まで
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
鳥田目字小山3・5から8まで・11・90・95・鳥田目字砂子沢1の1・16・18の1・18の2（以上12筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県農林水産部森林整備課、秋田県由利地域振興局農林部及び由利本荘市役所に備え置いて縦覧に供する。）